

# **P T A 規 約**

**伊丹市立南中学校PTA**

## 第 1 章 名称および事務局

第 1 条 この会は、伊丹市立南中学校 P T A と名づけ、事務局を伊丹市立南中学校内（伊丹市南町 2 - 4 - 1）に置く。

## 第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教師となるように努める。
- (2) 家庭と学校の間を一層緊密にし、生徒の教育について本校が掲げる学校目標の普及をはかる。
- (3) 生徒の生活環境を整備することに努める。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがう。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のため活動する他の社会的団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者として推せんしない。
- (4) この会は第 2 章の目的を達成するため関係機関と学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申するが、学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。
- (5) この会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会員となることのできる者は、学校に在籍する生徒の保護者と教職員とする。

- (1) 保護者は本校に生徒が入学又は転入した日をもって入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。  
教職員は本校に着任した日をもって入会し、本校を退職した日又は離任した日に退会する。
- (2) 会員はすべて所定の会費を納めて、第 2 章の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
- (3) 保護者については生徒が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一世帯内に複数の生徒が

属する場合、その世帯は一会員として取り扱う。

- (4) 加入退会は自由である。但し、個人的な事由により入会を希望しない場合は入会事由が発生した日から8日以内に書面にて入会辞退届(任意形式)をこの会に提出し、承諾を得なければならない。

退会を希望する場合は書面にて退会届(任意形式)をこの会に提出し、承諾を得なければならない。入会辞退、退会の承諾日をもってPTA事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。退会の場合、既納の会費は返還しない。

第6条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 5 章 会 計

第7条 この会の経費は会費、寄付金および他の収入をもってあてる。

- (1) PTA会費を生徒1人につき 220円/月とする。
- (2) 当校とこの会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて所定の金融機関から引き落とす。
- (3) この会の月額会費を変更する場合は役員会で原案をつくり、総会で決定する。
- (4) 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、転入の場合は転入したときに第7条1項に規定する額の会費を徴収する。転出の場合は既納の会費は返還しない。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

- (1) 総会において議決された予算費目の運用について、年度途中で可不足が生じた場合、予算総額の範囲内において役員会の承認を経て費目の転用ができる。
- (2) この会は、予算に予備費を計上することにより過去に事例のない事柄に関し、役員会の承認を経て経費をあてることができる。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第11条 この会の当期の決算において、剰余金が生じた場合は次年度会計へ繰り越すこととする。また年度替わりにおいて新年度予算未成立の場合は、新予算が成立するまで前年度予算に準じて収支をする。

## 第 6 章 役 員

第 12 条 この会の役員を次の通りとする。

- (1) 会長 1 名（保護者）
- (2) 副会長 2 名以上・若干名（保護者）
- (3) 総務 2 名以上・若干名（保護者および教職員若干名）
- (4) 会計 2 名以上・若干名（保護者および教職員若干名）
- (5) 理事 14 名以上（保護者および教職員若干名）

細則 理事 14 名については第 21 条 2 項に定める者をあてる。

第 13 条 役員は会員の中から選出され、総会の承認を得なければならない。

第 14 条 役員任期は 1 年とする。ただし再任をさまたげない。

第 15 条 執行部会は会長、副会長、総務、会計をもって構成しこの会の運営上の企画立案を行い、緊急事項について処理する。

第 16 条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

会長は総会、委員会、役員会を招集する。

会長は会長および副会長選出に関する集会を除くすべての集会に出席して、意見をのべることができる。

第 17 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 18 条 総務は会長、副会長を補佐し、この会の企画、庶務、運営にあたる。

第 19 条 会計はこの会の会計事務を処理する。

第 20 条 理事はそれぞれの学年、それぞれの部の企画、庶務、運営にあたる。

第 21 条 役員選出は、次の方法による。

- (1) 執行部役員は、選考委員によって新年度の予定会員の中より候補者を選出する。
- (2) 理事は、各学年委員会の代表・副代表および各専門部の部長・副部長とする。

細則 選考委員会は、学校側より 2 名、ならびに 1・2 年生のクラス副代表（各学年 3 名）で構成する。ただし、選考委員は会長、副会長候補の対象外とする。

第 22 条 役員は任期終了後も新役員が決定するまでは、その任にあたるものとする。

任期中の役員に欠員が生じた場合、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第 7 章 会計監査委員

第 23 条 この会の経理を監査するために、3名の監査委員（保護者2名、教職員1名）をおく。

第 24 条 会計監査委員は会員の中から選出し、会長が委嘱する。

第 25 条 会計監査委員は必要に応じて会計監査を行う。

第 26 条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

## 第 8 章 顧問

第 27 条 必要に応じて顧問をおくことができる。

顧問は会長が選任し委嘱する。1名は学校長に委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、この会の運営について意見を述べることができる。

第 28 条 顧問の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

## 第 9 章 委員会

第 29 条 この会は役員会、学年委員会および専門部会をもって構成する。

第 30 条 学年委員は各学年の会員から各クラス数・若干名を選出する。

第 31 条 専門部会は広報部、教養部、保体厚生部、校外部があり、各専門部員は会員の中から選出する。

第 32 条 委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

第 33 条 教職員は学年委員または専門部員とする。

第 34 条 委員総会は総会につぐ重要な事項を審議決定する。

## 第 10 章 役員会

第 35 条 役員会は学校長、執行部会、各学年委員会代表・副代表、各専門部会部長・副部長で構成する。

第 36 条 役員会は総会および委員会において決定された事項の実施ならびにその他の重要事項について協議する。

第 37 条 役員会の承認を得て、内規を定めることができる。

## 第 11 章 総 会

第 38 条 総会は全会員によって構成され、この会の最高決議機関である。

第 39 条 総会は定期総会ならびに臨時総会とする。

定期総会は年度はじめに開催する。

臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった時に開催する。

臨時総会に限り書面にて開催することができることとする。

第 40 条 定期総会は次のことを決める。

- (1) 収支予算・収支決算に関する件。
- (2) 規約改正に関する件。
- (3) 役員改選に関する件。
- (4) 事業計画・事業報告および事業の基本方針に関する件。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な重要事項。

第 41 条 総会の定足数は会員の 3 分の 1 以上とし、議決は出席者の多数決による。

- (1) 出席がかなわない会員は総会前日までに書面にて議案に対して賛否の意思表示ができ議事採決できる。また委任状を提出することもできる。
- (2) 当期役員は議事採決に参加できない。
- (3) 議事採決が同数のときは、議長の決定によるものとする。

第 42 条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 出席会員数
- (3) 議事の経過の概要およびその結果

次に掲げる者は、議事録に署名するものとする。

- ① 議長
- ② 総会に出席した会員の中から総会において議長が指名した 2 名以上の議事録署名人

## 付 則

- ・本規約は、昭和44年3月12日から実施する。
- ・第6章・第11条・(2)副会長(3)総務(5)会計の人員を若干名と変更し、平成17年3月4日から実施する。
- ・第6章・第18条の細則は、平成19年3月6日から実施する。  
細部については、別に内規を定めることができる。
- ・平成 26 年 5 月 1 日、一部改正。
- ・平成 30 年 5 月 1 日、改正。

## 内 規

1. 会費生徒 1 人につき 220円／月は 12 ヶ月分を、5 月～翌 1 月(8 月を除く)の 8 回に分けて学校徴収金と併せて所定の金融機関から引き落とす。
2. 慶弔費は、役員会により適切な金額を定めることができる。